

第 97 号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年多摩市条例第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項の表中「100 分の 125」を「100 分の 120」に、「
100 分の 105」を「100 分の 100」に、「100 分の 95」を「10
0 分の 90」に、「100 分の 70」を「100 分の 67.5」に、「100
分の 60」を「100 分の 57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和 3 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 3 年 1 2 月に支給する期末手当に係る改正後の第 17 条第 2 項の規定
の適用については、同項の表 1 2 月に支給する場合の欄に定める割合は、同
欄に定める割合から 100 分の 5（再任用職員にあっては 100 分の 2.5）
を減じた割合とする。